

北本市キャッシュレス型消費活性化事業における

運営事業者の募集について

次のとおりに、北本市キャッシュレス型消費活性化事業における運営事業者を募集します。
詳細につきましては、添付しました仕様書のご確認をお願い申し上げます。

募集期間：令和2年10月2日（金）～10月8日（木）

提出書類：見積書及び事業計画書類を下記宛てにメールまたはFAXにてお送り下さい。

※なお、提出締切日後、検討した上、注文先を決定いたします。

注文先にものみ、ご連絡を差し上げますことをご了承ください。

提出先・問い合わせ先：北本市商工会 担当：正田

TEL:048-591-4461 FAX:048-591-4043

メール：info@kitamoto-sci.jp

北本市キャッシュレス型消費活性化事業 仕様書

1 件名

北本市キャッシュレス型消費活性化事業

2 事業の目的

北本市商工会（以下、「商工会」という。）が実施主体として北本市内（以下、「市内」という。）店舗で、キャッシュレス決済サービスを利用した者に対して、決済額の一部をポイントで還元する事業を実施することにより、市内消費を積極的に喚起して地域活性化を図るとともに、非接触型の決済による「新しい生活様式」に対応し、かつキャッシュレス化の促進を図ることを目的とする。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和3年1月31日まで

4 事業の概要

- (1) キャンペーン期間は令和2年12月1日（火）から令和2年12月31日（木）とする。
- (2) 参加店舗は市内限定で概ね350店以上とし、利用可能店舗の拡大に努めること。
- (3) 対象事業者は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は小規模事業者であり、かつ市内に店舗がある飲食・小売・サービス事業者（金券・鉄道・病院等は除く）とする。
- (4) ポイント還元率は決済額の30%、決済1回あたりのポイント付与上限は3千円相当、1ヶ月あたりの付与上限額は1人1万円相当とする。
- (5) 消費者還元原資の上限は27,000千円（非課税）とする。

5 業務の内容

(1) 参加店の対応業務

- ①既に加盟店となっている事業者に対してキャンペーンの概要を周知すること。また、キャンペーン参加店で、実際は対象外であることが判明した場合は、参加店から速やかに削除する等、対象外事業者が含まれることがないように留意し、随時商工会へ情報共有すること。
- ②参加店の開拓を積極的に行い、可能な限りキャンペーンに参加できるよう対応すること。また、市内の商工団体等からキャンペーンの説明を求められた際は積極的に対応すること。
- ③参加店一覧を作成し、商工会に提供すること。
- ④参加店であることがわかる店頭掲示用ポスター1枚・チラシ50枚・チラ

シスタンド 1 台・のぼり 1 枚の広報ツール一式を該当店舗数分作成し、各店に配布すること。

⑤参加店への登録希望者、参加店からの問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応できる体制を構築すること。

⑥キャンペーン開始前に導入店舗向けの説明会を実施すること。

(2) 利用者（消費者）に係る業務

①キャンペーン開始前およびキャンペーン期間中に消費者向けにサービスの利用説明会を実施すること。

(3) 決済及びポイント還元に係る業務

①決済手段はスマートフォンの QR コード決済限定とすること。

②事業者への振込期間を可能な限り短くすること。

(4) 広報・問い合わせ対応業務

①効果的な告知手法（ホームページ、SNS 等）により、広くキャンペーンの周知を図ること。

②一般の利用者等からの問い合わせに対して、円滑かつ誠実に対応できる体制を構築すること。

(5) キャッシュレス決済動向調査の実施

①キャッシュレス決済の動向（利用状況）等を調査し、商工会へ適宜報告すること。

②調査の結果を集計・分析しデータ化したうえで、実績報告書の提出をすること。

6 実績報告書の提出

- ・提出期限 キャンペーン終了後 1 ヶ月以内
- ・提出場所 北本市商工会
- ・提出物 調査データ ※グラフや表を活用し、わかりやすいものとなるよう工夫すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本業務で知り得た情報の取扱いは、第三者にもらすことのないよう十分に注意すること。業務終了後においても同様とする。
- (3) 契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、商工会の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、商工会と充分協議したうえで行うこととする。